

【2019 年 10 月 24 日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／特集第 165－ 1 号 ■

▽▼厚労省人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△

今回の厚労省人事労務マガジンは記事が多いため、2 回に分けてお送りします。

目次

【トピックス】

1. 「生涯現役社会の実現に向けたシンポジウム」を全国 6 都市で開催します（参加無料）
 2. 40 歳～57 歳の男性の皆さま、「風しん」の抗体検査・予防接種のクーポン券を配布しています
 3. 「勤務間インターバル制度導入促進シンポジウム」を 11 月から全国 4 都市で開催します（参加無料）
 4. 「働き方・休み方改革シンポジウム」の参加者募集中！（参加無料）
 5. 「テレワークセミナー」の参加者募集中！（参加無料）～11 月 1 日に名古屋で開催します～
 6. 日本のテレワーク推進をリードする大型セミナー 「産官学連携セミナー」の参加者募集中！（参加無料）～11 月 5 日に東京で開催します～
 7. 「テレワークに関する体験型イベント」の参加者募集中！（参加無料）～大阪（11/7）・新潟（11/15）・福岡（11/22）で開催します～
 8. 中小企業事業主の皆さま、テレワークを導入してみませんか？～助成金の交付申請受付は 12 月 2 日までです～
 9. サテライトオフィスの利用を希望する企業を募集中！（利用無料）～埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、京都の 6 都市に開設～
-

【トピック 1】「生涯現役社会の実現に向けたシンポジウム」を全国 6 都市で開催します（参加無料）

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構では、高齢社員を戦力化するための工夫および継続雇用制度・定年延長をテーマに、10 月から 12 月にかけて全国 6 都市（北海道・東京・富山・大阪・香川・福岡）で、「生涯現役社会の実現に向けたシンポジウム」を開催します。【事前申込制・参加無料】

「成長戦略実行計画」で、70 歳までの就業機会の確保に向けた検討を進めることが、今年 6 月に閣議決定されました。このシンポジウムでは、学識経験者による講演や先進的な企業の人事責任者などによる好事例の発表、学識経験者をコーディネーターとしたパネルディスカッションを行います。また、具体的な定年延長などの進め方、高齢者の活躍の促進（戦力化）について、来場者の皆さまとともに考えます。

【開催日程】

申し込み方法などの詳細は、以下のリンク先をご覧ください。

東京 11 月 13 日（水）13:00～16:00 イイノホール

<http://www.jeed.or.jp/elderly/activity/om5ru8000000ceq3-att/q2k4vk000002m3d7.pdf>

福岡 11 月 28 日（木）13:00～16:30 J R 九州ホール

<http://www.jeed.or.jp/location/shibu/fukuoka/elderlyseminar.html>

大阪 12 月 3 日（火）13:00～16:10 ドーンセンター

<http://www.jeed.or.jp/location/shibu/osaka/q2k4vk000002mnbf.html>

■シンポジウムのご紹介（高齢・障害・求職者雇用支援機構）

<http://www.jeed.or.jp/elderly/activity/symposium.html>

北海道 10 月 18 日（金）、富山 10 月 25 日（金）、香川 10 月 29 日（火）の開催の様子は、今後、啓発誌「エルダー」にてご紹介する予定です。

■「エルダー」のご紹介（高齢・障害・求職者雇用支援機構）

<http://www.jeed.or.jp/elderly/data/elder/index.html>

【トピック 2】40 歳～57 歳の男性の皆さま、「風しん」の抗体検査・予防接種のクーポン券を配布しています

厚生労働省は、各企業の健康診断で、40 歳から 57 歳の男性に、風しんの抗体検査を実施するようお願いしています。企業側の追加費用はほとんどかかりません。

現在、風しんの報告が多く寄せられています。患者の多くは、30～50 代の男性で、都市圏を中心に報告されています。また、妊娠初期の妊婦さんに風しんを感染させ

てしまうと、生まれてくる赤ちゃんの目や耳、心臓に障害が起きることがある（先天性風しん症候群）ほか、成人がかかると症状が重くなることがあります。

そこで厚生労働省は、これまで風しんの定期接種を受ける機会がなかった1962年（昭和37年）4月4日から1979年（昭和54年）4月1日までの間に生まれた男性（40歳～57歳）に対して、無料で風しんの抗体検査と予防接種を受けられるクーポン券を、お住まいの自治体からお送りしています。

2019年度は、1972年（昭和47）年4月2日～1979年（昭和54）年4月1日生まれの男性（40歳～47歳）に市区町村がクーポン券を送付していますが、その他の対象者も、希望すれば市区町村でクーポン券を発行し、抗体検査を受けられます（自治体により事業の開始時期や対応が異なります）。

今回このクーポン券を利用し、各企業の健康診断でも風しんの抗体検査を実施できるようにしています。各企業でも、働く世代の男性が検査を受けやすい環境を作るため、ぜひこの仕組みをご検討ください。健康診断時に抗体検査できるように医療機関と調整頂くことで、社員が検査を受けやすくなります。詳しくは、所属の自治体にご相談ください。

厚生労働省では、より多くの対象男性に対して、無料で受けられる抗体検査と予防接種について告知し、抗体を獲得してもらうために、「劇場版シティーハンター〈新宿プライベート・アイズ〉」とコラボレーションしたポスターおよびリーフレットの作成や、SNSなどを通じた啓発活動を行っています。また、「ラグビー日本代表」を起用した啓発活動も行っている他、名刺サイズの案内用紙やクーポン使用上の注意、医療機関向けのクーポン券の使用可否お知らせポスターなどを啓発資料として用意しています。ぜひご活用ください。

以下の風しんの追加的対策特設ページからもダウンロードできますので、ぜひご活用ください。厚生労働省では、今回の追加的対策の円滑な実施にむけて、引き続き検討を進めてまいります。

■風しんの追加的対策特設ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekka-ku-kansenshou/rubella/index_00001.html

■シティーハンター

<ポスター（A2 サイズ）>

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/kekkaku-kanansenshou/rubella/poster_cityh.pdf

<リーフレット（A4 サイズ）>

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/kekkaku-kanansenshou/rubella/leaf_cityh.pdf

■ラグビー日本代表

<ポスター（A2 サイズ）>

https://www.mhlw.go.jp/content/poster_rugbyj.pdf

<リーフレット（A4 サイズ）>

https://www.mhlw.go.jp/content/leaf_rugbyj.pdf

※ポスターとリーフレットの画像については、風しんの啓発活動以外の用途での使用はご遠慮ください。また、ポスター・リーフレットの画像を加工・編集してのご使用は禁止です。

<

■事業所向け情報

<リーフレット（事業所のご担当者さま向け）>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000490986.pdf>

<リーフレット（対象者さま向け（事業者））>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000490987.pdf>

<クーポン券の使用可否のお知らせポスター>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000537268.pdf>

<名刺サイズの案内用紙>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000537274.pdf>

<クーポン券の使用上の注意>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000537276.pdf>

【風しんの詳細はこちら】

風しんについて

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/kekkaku-kanansenshou/rubella/

<リーフレット 体調不良の時はムリしないで>

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/kekkaku-kanansenshou/rubella/dl/poster15.pdf

＜リーフレット 妊娠を希望する女性、妊婦とそのご家族へ＞

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/rubella/dl/poster14.pdf

＜リーフレット 職場は風しん予防対策をしていますか＞

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/rubella/dl/poster13.pdf

【トピック3】「勤務間インターバル制度導入促進シンポジウム」を11月から全国4都市で開催します（参加無料）

4月から働き方改革関連法が順次施行され、勤務間インターバル制度の導入が事業主の努力義務となっています。厚生労働省では、労働者の十分な生活時間や睡眠時間などを確保しようとする勤務間インターバル制度の導入を進めていくため、「勤務間インターバル制度導入促進シンポジウム」を11月から全国4都市で開催します。

このシンポジウムでは、学識経験者による基調講演、企業の取組事例の紹介、登壇者によるパネルディスカッションを通じて、勤務間インターバル制度の意義や、勤務間インターバル制度を円滑に導入するための方策などを紹介します。また、従業員の休息時間の必要性、睡眠時間と生産性の関係など、医学的見地からの説明も予定しています。企業の人事労務担当者や勤務間インターバル制度にご関心をお持ちの方など、皆さまのご参加をお待ちしています。

【開催日程】

名古屋 11月20日(水) TKP ガーデンシティ栄駅前
東京 11月21日(木) TKP 品川カンファレンスセンター
福岡 12月12日(木) TKP ガーデンシティ博多新幹線口
大阪 12月17日(火) TKP ガーデンシティ大阪梅田

※開催時間は、いずれも13:30～16:30を予定しています。

■「勤務間インターバル制度導入推進シンポジウム」概要リーフレット

https://work-holiday.mhlw.go.jp/seminar/pdf/20190927_1.pdf

【申込方法など詳細はこちら】

働き方・休み方改善ポータルサイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/seminar/>

【トピック 4】「働き方・休み方改革シンポジウム」参加者募集中！（参加無料）

4月から働き方改革関連法が順次施行され、時間外労働の上限規制（中小企業を除く）や年次有給休暇の年5日の確実な取得が開始されています。また、中小企業には、来年4月から時間外労働の上限規制が適用されます。

このシンポジウムでは、学識経験者による基調講演、企業の実践事例の紹介、登壇者によるパネルディスカッションを通じて、働き方・休み方改革のポイントや実践的な取組内容をご紹介します。企業の人事労務担当者や働き方・休み方改革に関心をお持ちの方など、皆さまのご参加をお待ちしています。

【開催日程】

東京	10月25日（金）	有楽町朝日ホール
広島	11月5日（火）	ワークピア広島（一般社団法人広島労働会館）芙蓉
札幌	11月26日（火）	札幌国際ビル 国際ホール
仙台	12月10日（火）	TKP ガーデンシティ PREMIUM 仙台東口 ホール 10A
高松	12月13日（金）	高松センタービル TCB ホール（大ホール）

※開催時間は、いずれも 13:30～16:30 を予定しています。

■「働き方・休み方改革シンポジウム」概要リーフレット

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/seminar/pdf/symposium/2019/00.pdf>

【申込方法など詳細はこちら】

働き方・休み方改善ポータルサイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/seminar/>

【トピック 5】「テレワークセミナー」の参加者募集中！（参加無料）

～11月1日に名古屋で開催します～

テレワークは、パソコンやインターネットといった情報通信技術（ＩＣＴ）を活用して、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方です。

テレワークを活用すると、さまざまな生活スタイルに応じた働き方が可能となり、企業の生産性の向上にもつながります。しかし、テレワークには、労務管理やセキュリティの確保が難しいといった課題もあります。このため、厚生労働省では、労務管理上の留意点、テレワーク導入事例の紹介、導入企業の体験談など、テレワークに必要な情報に関するセミナーを、11月1日（金）に名古屋で開催します。【事前申込制・参加無料】

セミナー終了後には、個別ブースを設けて、労務管理面や情報通信技術面で企業が抱える個別具体的な課題などについて、セミナー講師が直接アドバイスする「個別相談会」を実施します。テレワークの導入を検討している、または導入後に課題を抱えている事業経営者、人事・労務管理などのご担当者は、ぜひご参加ください。

【セミナー内容】

- ・テレワーク導入事例の紹介
- ・テレワーク導入企業の体験談紹介
- ・テレワーク実施時の労務管理上の留意点
- ・情報通信技術面における留意点

【開催日程】

日時：11月1日（金）13:00～15:45 ※開場 12:30

会場：ウインクあいち 愛知県産業労働センター 901 会議室

（愛知県名古屋市中村区名駅4丁目4-38）

定員：170人

【申込方法など詳細はこちら】

厚生労働大臣表彰 輝くテレワーク賞（テレワークセミナーのご案内）

<https://kagayakutelework.jp/seminar/>

【トピック6】日本のテレワーク推進をリードする大型セミナー 産官学連携セミナーの参加者募集中！（参加無料）～11月5日に東京で開催します～

日本のテレワークの普及・推進をリードする産業界と、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、東京都、およびテレワーク学術分野の研究者が一堂に集う、テレワーク推進フォーラム主催の大型セミナーを開催します。【事前申込制・参加無料】

【セミナー内容】

総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省および東京都からはそれぞれの推進施策を、テレワーク学術分野の研究者からはテレワーク普及に向けた考察を、産業界からはテレワーク導入のポイント・事例やワーケーション（テレワークとバケーションを組み合わせた新たな働き方）を紹介するなど、テレワークに関わる多岐にわたる情報提供をします。

【開催日程】

日時：11月5日(火) 13:30-17:10 ※開場 13:00

会場：お茶の水ソラシティ 2F ホール （東京都千代田区神田駿河台4-6）

定員：250人

※定員になり次第締め切ります

【プログラム、申込方法など詳細はこちら】

テレワーク推進フォーラム 産官学連携セミナーのご案内

<http://twp-forum.com/news/article20190917.html>

【トピック7】「テレワークに関する体験型イベント」の参加者募集中！（参加無料）～大阪(11/7)・新潟(11/15)・福岡(11/22)で開催します～

「トピック5」でお伝えしたように、テレワークを活用すると、さまざまな生活スタイルに応じた働き方が可能となり、企業の生産性の向上にもつながりますが、その一方で労務管理やセキュリティの確保といった課題もあります。

このため、厚生労働省では、テレワークの利用に興味のある方を対象に、労務管理上の留意点や事例紹介、1人1台の情報端末を使用したテレワーク体験など、情報通信機器を利用したテレワークに関する「体験型イベント」を、11月7日(木)に大阪、11月15日(金)に新潟、11月22日(金)に福岡で開催します。【事前申込制・参加無料】

【イベント内容】

- ・テレワーク実施時の労務管理上の留意点と事例紹介
- ・情報通信機器利用によるテレワーク体験
- ・テレワーカーとの意見交換

【開催日程】

■大阪

日時：11月7日（木）

午前の部 10:00～12:30 ※開場 9:30

午後の部 14:00～16:30 ※開場 13:30

会場：富士ゼロックス Document CORE Osaka

（〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町3-5-7）

【オブザーブ席】情報端末操作席を現時点ではご用意できませんが、当日キャンセルがでた場合、当日現地会場にて、事前の電話によるお申込み順に情報端末操作席にご案内いたします。

■新潟

日時：11月15日（金）

午前の部 10:00～12:30 ※開場 9:30

午後の部 14:00～16:30 ※開場 13:30

会場：朱鷺メッセ

（〒950-0078 新潟市中央区万代島6番1号）

■福岡

日時：11月22日（金）

午前の部 10:00～12:30 ※開場 9:30

午後の部 14:30～17:00 ※開場 14:00

会場：富士ゼロックス DOCUMENT HUB Square Fukuoka

（〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前1-6-16）

※各会場とも定員は30人

【体験型イベントの申込方法など詳細はこちら】

テレワークに関する体験型イベント

<http://teleworkevent.jp/>

【トピック 8】 中小企業事業主の皆さま、テレワークを導入してみませんか？

～助成金の交付申請受付は 12 月 2 日（月）までです～

テレワークは、パソコンやインターネットといった情報通信技術（ＩＣＴ）を利用して、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方です。ワーク・ライフ・バランスの向上、優秀な人材の確保、災害などにより出社困難な時の事業継続など、さまざまなメリットがあります。

厚生労働省では、「時間外労働等改善助成金（テレワークコース）」を設け、在宅やサテライトオフィスでの就業など、多様な働き方を実現するテレワークに取り組む中小企業事業主に助成金（1 企業当たりの上限 150 万円）を支給し、テレワークの導入を支援しています。

【支給対象となる取組】

以下のいずれか 1 つ以上実施。

- ・ テレワーク用通信機器の導入・運用（※）
 - ・ 保守サポートの導入
 - ・ クラウドサービスの導入
 - ・ 就業規則・労使協定等の作成・変更
 - ・ 労務管理担当者や労働者に対する研修、周知・啓発
 - ・ 外部専門家（社会保険労務士など）によるコンサルティング
- （※）パソコン、タブレット、スマートフォンは支給対象となりません。

助成金の申請手続き、その他テレワーク全般に関するご相談は、下記「テレワーク相談センター」までお気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ】

テレワーク相談センター（委託先）

電話 0120（91）6479

E-mail sodan@japan-telework.or.jp

<https://www.tw-sodan.jp/>

【トピック 9】 サテライトオフィスの利用を希望する企業を募集中！（利用無料）

～埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、京都の 6 都市に開設～

厚生労働省では、テレワークの普及促進の一環として、無料でご利用できるテレワーク用の「サテライトオフィス」を、埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、京都の6都市に、合計8か所設置しています。現在、各サテライトオフィスの利用を希望する企業や、テレワーク実施希望者を募集しています。

テレワークを行う場所としてサテライトオフィスを活用することで、通勤時間の短縮や身体的・精神的負担が軽減され、子どもや介護者の近くで働ける環境があれば子育て・介護などに充てる時間を増やすことができます。サテライトオフィスを利用するには、企業からの利用登録が必要ですので、ご興味・ご関心のある方は、下記までお問い合わせください。

【サテライトオフィスの開設地】

1. サテライトオフィス草加松原

住所：埼玉県草加市栄町3-4-3 東武松原ビル2 3階

（獨協大学前駅 徒歩2分）

2. サテライトオフィスふじみ野ナーレ

住所：埼玉県富士見市ふじみ野東1-1-1 ふじみ野ナーレ4階

（ふじみ野駅 直結）

3. テレワーク・オフィス千葉サテライト

住所：千葉県千葉市中央区新田町6-6 荒井ビル2階A室

（千葉駅 徒歩8分、京成千葉・千葉中央駅 徒歩5分）

4. サテライトオフィス多摩センター

住所：東京都多摩市落合1-46-1 ココリア多摩センター7階

（多摩センター駅 徒歩5分）

5. サテライトオフィス横浜

住所：神奈川県横浜市西区北幸2-10-27 東武立野ビル6階

（横浜駅 徒歩10分）

6. テレワーク・オフィス川崎サテライト

住所：神奈川県川崎市川崎区宮本町6-1 高木ビル801

（JR川崎駅 徒歩6分、京急川崎駅 徒歩8分）

7. テレワーク・オフィス岐阜サテライト

住所：岐阜県岐阜市長住町 2-3 岐阜ビルディング 5 階
(名鉄岐阜駅 徒歩 1 分、JR 岐阜駅 徒歩 6 分)

8. テレワーク・オフィス京都サテライト

住所：京都府京都市中京区泉正寺町 328 西川ビル 4 階
(阪急烏丸駅 徒歩 4 分、地下鉄四条駅 徒歩 8 分)

※営業時間は全て平日 8:30~17:30

【お問い合わせ】

■ 1、2、5

東武ビジネスソリューション株式会社（委託先）

担当 竹林・三宅

電話 03 (3624) 3820

E-mail satellite@tsol.co.jp

ホームページ <http://www.tobu-satellite.jp/>

■ 3、6～8

ランゲート株式会社（委託先）

担当 中村

電話 075 (741) 7862

ホームページ <http://www.langate.co.jp/1719/index.html>

■ 4

株式会社キャリア・マム（委託先）

担当 古田

電話 042 (400) 6975

ホームページ <http://mhlw.c-mam.co.jp/>

-
- ★配信停止の手続き https://mhlw.lisaplusk.jp/stop_form.php
 - ★バックナンバー <https://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>
 - ★登録に関するお問い合わせ <https://mhlw.lisaplusk.jp/contact.php>
 - ★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」）

へリンク) <https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/getmail>

★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
- 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
- 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
- 携帯メールなどには対応しておりません。
- 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
- 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

=====